

製品環境責任規則(Cap. 603) 別表第 6、第 7

別表第 6

[ss. 3, 42 & 46]

本規則で規制の対象となる電気機器

1 欄	2 欄	3 欄								
項目	電気電子機器	本規則における定義								
1.	エアコンディショナー	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 1 項(Division 1)に記載する室内エアコンディショナー								
2.	冷蔵庫	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 2 項(Division 2)に記載する冷蔵機器								
3.	洗濯機	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 4 項(Division 4)に記載する洗濯機								
4.	テレビ	(1) 以下の記載に該当する電子機器 <table border="1"> <tr> <td>(a)</td> <td>当該機器が単一ケーシングで覆われているチューナー(又はレシーバー)と表示画面から構成されていること;</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>当該機器の主たる機能がアンテナや信号ケーブルから送信されるテレビ信号を受信して表示するものであること;</td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td>当該機器の表示画面の大きさが 254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないこと; 及び</td> </tr> <tr> <td>(d)</td> <td>(当該機器に他の視聴覚装置が付属されている場合は)当該機器に付属した装置が同じケーシングに覆われ、他の部品と合わせ、1つの電力ケーブルからコンセントで接続されていること。</td> </tr> </table>	(a)	当該機器が単一ケーシングで覆われているチューナー(又はレシーバー)と表示画面から構成されていること;	(b)	当該機器の主たる機能がアンテナや信号ケーブルから送信されるテレビ信号を受信して表示するものであること;	(c)	当該機器の表示画面の大きさが 254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないこと; 及び	(d)	(当該機器に他の視聴覚装置が付属されている場合は)当該機器に付属した装置が同じケーシングに覆われ、他の部品と合わせ、1つの電力ケーブルからコンセントで接続されていること。
		(a)	当該機器が単一ケーシングで覆われているチューナー(又はレシーバー)と表示画面から構成されていること;							
(b)	当該機器の主たる機能がアンテナや信号ケーブルから送信されるテレビ信号を受信して表示するものであること;									
(c)	当該機器の表示画面の大きさが 254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないこと; 及び									
(d)	(当該機器に他の視聴覚装置が付属されている場合は)当該機器に付属した装置が同じケーシングに覆われ、他の部品と合わせ、1つの電力ケーブルからコンセントで接続されていること。									
(2)	本規則 8.のモニターの定義に該当するテレビは、4.(1)にかかわらず、本規則の目的上、テレビと見なされる。									
5.	コンピューター	(1) 電子機器で以下のもの <table border="1"> <tr> <td>(a)</td> <td>電子データの保存、処理及び検索のために使用されるもの; 及び</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>一般に“パーソナルコンピューター”、“PC”、“デスクトップコンピューター”、“タブレットコンピューター”、“ラップトップコンピューター”、“ノートブックコンピューター”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。</td> </tr> </table>	(a)	電子データの保存、処理及び検索のために使用されるもの; 及び	(b)	一般に“パーソナルコンピューター”、“PC”、“デスクトップコンピューター”、“タブレットコンピューター”、“ラップトップコンピューター”、“ノートブックコンピューター”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。				
		(a)	電子データの保存、処理及び検索のために使用されるもの; 及び							
(b)	一般に“パーソナルコンピューター”、“PC”、“デスクトップコンピューター”、“タブレットコンピューター”、“ラップトップコンピューター”、“ノートブックコンピューター”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。									
(2)	5.(1)に該当する携帯電子機器の記載にかかわらず、本規則の目的上、以下の場合にあっては、コンピューターとは見なされない。 <table border="1"> <tr> <td>(a)</td> <td>当該機器の主たる機能の1つがセルラー無線ネットワークを通じたモバイル通信である;</td> </tr> </table>	(a)	当該機器の主たる機能の1つがセルラー無線ネットワークを通じたモバイル通信である;							
(a)	当該機器の主たる機能の1つがセルラー無線ネットワークを通じたモバイル通信である;									

		<p>(b) 当該機器が電話の標準音声機能を持っている;</p> <p>(c) 当該機器が公衆交換電話網(PSTN)に接続されている; 及び</p> <p>(d) 当該機器が一般に“テレフォン”、“フォン”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。</p>
		(3) 本表のその他電子電気機器の定義に該当するコンピューターは、本規則の目的上、コンピューターと見なされる。
6.	プリンター	<p>(1) 以下の記載に該当する電子機器</p> <p>(a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び</p> <p>(b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、文書や画像を紙に印刷するものであること。</p> <p>(2) コピー機、ファクシミリ送信機又はスキャナーとして使用可能なプリンターは、本規則の目的上、プリンターと見なされる。</p> <p>(3) 電話信号ネットワーク経由で送信された電子データを使用して文書や画像を紙に印刷するだけのファクシミリ送信機は、本規則の目的上、プリンターとは見なされない。</p>
7.	スキャナー	<p>以下の記載に該当する電子機器</p> <p>(a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び</p> <p>(b) 当該機器の主たる機能が、当該機器の透明パネルに直接置かれた表面上の文書や画像を光学的にスキャンして、文書や画像が再生できる電子データを生成するものであること。</p>
8.	モニター	<p>以下の記載に該当する電子機器</p> <p>(a) 当該機器が電子データの保存やコンピューティングの機能が無いこと;</p> <p>(b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、ブラウン管(CRT)、液晶表示(LCD)、プラズマ、発光ダイオード(LED)又はレーザー技術を用いて表示画面に文書や画像を生成するものであること; 及び</p> <p>(c) 当該機器の表示画面の大きさが 13.97 cm (5.5 inches) (対角線で測定)よりも小さくはなく、254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないもの。</p>

別表第 7

[省略]